一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
松田食品工業株式会社	大阪府大阪市生野区中川五丁目四番二十一号	食品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年一月十九日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
有限会社武道	千葉県木更津市大和一丁目十番三号	武道具の製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社ユニテイ	東京都江戸川区松島一丁目十八番十二号	繊維製品プリント加工

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社ダイジ	兵庫県伊丹市西野七丁目五番地	電子機器組立て

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
豊通ヴィーテクス株式会社	三重県員弁郡東員町大字大木字大鳥居前千九百八十四番地の二	被服縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
フミナックス株式会社	岡山県倉敷市児島宇野津三百十九番地	被服縫製

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社むすび倶楽部	愛媛県四国中央市上分町百三十一番地の一	紙製品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年三月二十八日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
伍弁協業組合	静岡県浜松市東区有玉北町字小島二百七十六番地の二	溶接

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十三年五月二十日までの間に本邦に入国する者